



会 議 録

八幡市教育委員会

開催日時	令和6年11月18日（月曜日） 午後3時～午後3時36分	
場所	本庁舎5階 会議室5-2	
出席委員名	川中 尚（教育長） 橋本 陽生（職務代理者） 佐野 恵理子	八頭司 めぐみ 狩野 理恵子
委員を除く出席者の職・氏名	部長 辻 和彦 次長 渡 邊 晋 こども未来課主幹 山 口 潤 也 子育て支援課長 成 田 孝 一 子育て支援課総括園長 矢 田 真 弓 学校教育課長 家 村 聡 一	文化財課長 田 制 亜紀子 教育支援センター所長 安 達 里 香 教育集会所主幹 梅 野 尚 史 図書館長 小 坂 富美子 生涯学習課長 辻 博 之 こども未来課 加 川 美 和

1. 開 会

2. 報 告 事 項

- (1) 「秋の文化財一斉公開」について (文化財課) ※資料1
- (2) 2024八幡市民マラソン大会の参加状況について (生涯学習課) ※資料2

3. 議 題（協議事項）

- (1) 八幡市立教育集会所条例の一部を改正する条例案について (こども未来課) ※資料3

4. その他

- ・ 園、学校訪問について

5. 配付資料

- ・ 10月分議事録（写し）
- ・ くすのき第83号

6. 閉 会

※次回定例教育委員会

日時：12月16日（月）午後3時から

場所：庁舎4階 会議室4-1

※学校訪問先

八幡小学校（10：00）

男山東中学校（11：30）



	内 容
[ 教 育 長 ]	<p>1. 開 会  それでは、令和6年11月度の定例教育委員会を開催いたします。</p>
	<p>2. 報告事項をお願いします。報告事項(1)「秋の文化財一斉公開」について、事務局より報告願います。文化財課。</p>
	<p>2. 報 告 事 項</p>
	<p>(1)「秋の文化財一斉公開」について</p>
[ 田 制 課 長 ]	<p>資料1をご覧ください。文化財課では、八幡市内の社寺等が例年実施しております、秋の文化財一斉公開にあわせ、市が所有しております八角堂堂内の特別公開を実施いたします。今週末の23日土曜日、24日日曜日の午前10時から午後3時までの予定でございます。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>ただ今の報告事項につきまして、委員よりご質問等はございませんか。</p>
[ 狩 野 委 員 ]	<p>感想までですが、とても素敵なパンフレットを作られて本当にいいなと、パッと見て行きたくなるなと思います。これは駅等色んなところところに配布されているんですね。</p> <p>今日、学校訪問の中でさくら小学校に行かせていただいた時に、図書室に歴史たんけん八幡という本がずらっと並んでいて、あれとこれを合わせてぜひ小学校の授業の中でも活用してほしいなと。八幡に住みながら、まだまだ知らない方がたくさんいらっしゃると思います。素敵な取り組みをされていて京都新聞等にも出ていましたけれど、広く色んなところに広報していただくことがあると街の活性化に繋がると思いましたし、どれぐらいの部数を印刷されているのかわかりませんが、郷土の歴史を学ぶ学年だけでも配られたらより八幡の方が「じゃあ足を運んでみようか」なんて思いになるかと思います。</p> <p>私も何年か前に正法寺に寄せていただいた時に、同志社のボランティアの方がずっと説明してくださって、意味の大切さとかを深く知ったと思いますし、素敵な場所がたくさんあるので、今後地元の小学生が八幡にこんなお宝があるんだということを知るきっかけ、歴史たんけん八幡とともに学んで、小学生から広めていくのも大事な取り組みかなと思いました。また今後、ご検討をよろしく願います。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>他にご質問等はございませんか。</p>
[ 橋 本 委 員 ]	<p>私も同じような意見になりますが、ここに挙げられているように非常にたくさんの貴重な歴史的文化遺産が八幡市にはあります。地元民の認知度も充分でないところもありますけれど、全国的にもこれだけ素晴らしい人を、近くまで来られている方をこちらまで足を運んでいただく、おそらくいろいろと検討・努力されているということも知っておりますが、特別公開で23日・24日あるだけということで、いつでも選ばれて訪れられるそういう場所ではないと思いますので、なかなか難しい課題があると思いますが事前に予約された場合はこういうふうなことができる、いくつか兼ね合わせて訪問することができる、こういう辺りをいろいろな調整が大変かと思いますが、その辺が可能になるような工夫ができればと思います。よろしく願います。</p>
[ 田 制 課 長 ]	<p>八角堂の公開につきましては、秋の文化財一斉公開の時以外でも申込制で受け付けております。5人以上の団体で申し込みをしていただき、文化財課と日程調整をさせていただきます。随時中の方を見ていただけるように公開しております。他の寺社とは連携はしていません。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>八角堂は文化財課の職員が2日間とも休日出勤をしていただいておりますので、どうぞよろしく願います。</p> <p>余談ですが、飛行神社の方では八幡浜市の物産展がございます。中学生交流で大変お世話になっておりますので、もしよろしければ委員の皆様にもお買い求めいただきますよう、よろしく願います。</p> <p>他にご質問等はございませんか。</p> <p>次に(2)「2024八幡市民マラソン大会の参加状況について」、事務局より報告願います。生涯学習課。</p> <p>(2)「2024八幡市民マラソン大会の参加状況について」</p>



[ 辻 課 長 ]	2024八幡市民マラソン大会の参加状況についてご報告申し上げます。資料2をご覧ください。資料2を閲覧いただきたく存じます。 来る12月1日に八幡市民マラソン大会を開催いたします。この大会は八幡市民スポーツ公園をスタート、ゴールとして毎年開催しているもので、今年は全体で1,765人の申込があり、うち八幡市民の方が858人という状況となっております。以上、報告いたします。
[ 教 育 長 ]	ただ今の報告事項につきまして、委員よりご質問等はございませんか。
[ 狩 野 委 員 ]	市外からも907名の方がマラソンに参加されるということで、本当にたくさんの方がご利用してくれるのは嬉しいことかなと思います。去年と比べて人数の比較等も教えていただけたらありがたいです。 私的に樟葉のスポーツジムに行ってるんですがそこにもパンフレットが置いてあって、それを手に取ってらっしゃる方がいらっしゃったので、思わず後ろから「参加してくださいね」と言いそうになったんです。毎年、色んな方の力をお借りしてできている大会かと思っておりますので、今年もいい天気が進められたらと願っております。
[ 辻 課 長 ]	2023年の申込者数が1,570人で、今回1,765人ですので195人増加となっております。
[ 教 育 長 ]	他にご質問等はございませんか。ないようでありますので、これにて報告事項を終結いたします。次に、3. 議題に入らせていただきます。(1)「八幡市立教育集会所条例の一部を改正する条例案について」、を議題といたします。事務局より説明願います。こども未来課。
[ 山 口 主 幹 ]	<b>3. 議 題 (協議事項)</b> (1) 八幡市立教育集会所条例の一部を改正する条例案について お手元の資料3をご覧ください。資料3は八幡市議会第4回定例会に提出予定の改正条例の議案書及び改正内容の新旧対照表をお配りしています。 条例改正の経緯と改正内容です。府道八幡田辺線道路整備事業での道路整備に伴い、二階堂区が使用する都集会所(自治会の集会所)の移転が必要となりました。その代替施設として、現在使用していない都教育集会所の建物を二階堂区に提供したいと考えています。 現在建物は使用していませんが、条例上で教育集会所としての位置付けは残っています。今後、二階堂区が集会所として使用するにあたっては、教育集会所とは違う用途で使用するようになりますので、その位置付けを廃止しようとするものです。 改正条例案では、八幡市立教育集会所条例における「都教育集会所」の文言を削除するとともに、八幡市公の施設の設置及び管理に関する条例にも「教育施設」として一覧に残っていますので、併せて削除することとしています。実際の改正内容は新旧対照表をご覧ください。以上のとおりですので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
[ 教 育 長 ]	ただ今の説明につきまして、委員よりご質問等はございませんか。 ないようでありますので、議題1につきましてお諮りいたします。議題1につきまして原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
[ 全 委 員 ]	異議なし。
[ 教 育 長 ]	異議なしと認め、議題(1)「八幡市立教育集会所条例の一部を改正する条例案について」は原案のとおり決定します。これにて、議題を終結いたします。 次に、4. その他に入らせていただきます。本日の、「園・学校訪問について」のご意見はございますか。
[ 狩 野 委 員 ]	<b>4. その他</b> 本日は、さくら小学校と男山中学校に訪問させていただきました。さくら小学校で校長先生のお話を伺う中で、あいさつをととても大切にしているということで人として基本的なことなので、校長先生が子どもたちの中に定着させようと一生懸命になられている姿には感銘を受けました。そのお話の中でやっと今、3割程度が朝あいさつができるようになってきたという現状を聞かせていただきまして、小学生ってもっとあいさつをすと思っておりました。 特に外でしなくても学校の中ではするのかなと思っておりましたので、とても意外でした。人と人が関わる機会が色んな所で薄れてきて、あいさつができない状態にどんどんなってきた



[ 渡 邊 次 長 ]	<p>ているのかななんてことも、ちょっと危惧した次第です。もし他の学校等で現状をご存知でしたら園も含めて教えていただけたらありがたいなと思います。</p> <p>私の前任の中学校で言いますと、感覚的には6割・7割の子があいさつをすると思いますが、やっぱり小学校を上がってきたての中学校1年生はあまりできないというか恥ずかしさが先に出ているのかなと思います。やはり部活動で先輩・後輩という感じで接していく中で、あいさつしようというのが増えていくと考えております。</p>
[ 矢野総括園長 ]	<p>園の方も毎朝、園長か園長補佐あるいは職員が門で立つようにして、必ずおはようと声を掛けています。恥ずかしくてそのまま入る子もいますが、重ねていくことであいさつをするようになっていたり、お母さんの方も意識して「ほら、先生が言ってくれてるよ」と言ってくださったりするので、ずっと言うことが大事だなという認識はしていますので、あいさつはしています。</p>
[ 狩野委員 ]	<p>私が現場におりました時は、あいさつはして当然というような感じでした。時々恥ずかしがるお子さんとか、なかなかそれが言えないお子さんは特定していらっしゃるんですが、やはりコロナの影響もあるのかなと思ったりもしますし、人と人との関係を作る意味でも大事なかなと思います。</p> <p>先日、男山第三中学校の創立50周年記念式典で、ちょうど3年生が私の前の席にずらっと入ってきたんです。私の前を通ったのは大半が男の子だったんですけど、みんな一人ずつあいさつしてくれたので、それがもう定着しているのかな。特に教育施設の中では、あいさつして当たり前と思っていたものですから、さくら小学校はあいさつする児童が3割と聞いて、一つ大きな課題ではないかなと感じた次第です。</p>
[ 教育長 ]	<p>他にご質問等はございませんか。</p>
[ 佐野委員 ]	<p>私も同じですが、今日、さくら小学校の校長先生の話の中で20代の先生達がすごく多いと報告を受け、その中でコロナ禍に教員の教育実習等を受けた先生たちが今、教育の現場に出てきている。だから、以前のような教育課程をフェーズにして教壇に立たれている先生がいるのも一つの要因になっているのか、コロナの原因なのか、そこに責任を押しつけてはいけないと思いますが一緒なのかな。あいさつするのが当たり前というところから違うところに移っているなど、聞きながら感じた次第です。</p> <p>それに伴って6歳と次年度6年生（今現在5年生）の子たち、コロナの時に生まれたり小学校に入学したりした子たちが、マスク生活の中で一つ一つ上がっていく中でまた違う側面、その時点であいさつもしなくて当たり前の中で学校生活が始まった1年生が次年度6年生になるので、その辺りも踏まえたらさくら小学校の現状がどの小学校にも広がっているんだろうなと見て取れたようなところがあるので、本市の教育委員会の中でもその辺はコミュニケーションを取る一つとして、ちょっと力を入れていただけたらなと強く今日学校訪問をして思いました。</p>
[ 教育長 ]	<p>狩野委員がおっしゃったように、男山第三中学校の創立50周年記念式典の時は本当に大きな声であいさつしてくれて、外国籍の子も一緒にいてたんですが3年生ですけど明らかに大きな声であいさつしてくれました。</p>
[ 教育長 ]	<p>今日、学校訪問で男山中学校の1年生のクラスを回った時に、すごく明るく対応してくれる子どもたちがいまして、中に入ってあいさつしていたりすると堂々と質問してくれますし、「学校は楽しい？」と聞いたら「楽しい！」と大きな声で答えている子がいました。どの子も否定せず茶化すこともなく、うんうんと頷きながら全員が聞いていました。ちなみに、不満はない？学校に要求はない？と聞いたら、ありませんという答えでした。それって多分学校にとって嬉しいことだろうなと思います。どの子も「えー」というようなリアクションがなかったので、そういうふうになら男山中学校は生徒さんが育てているだろうなと、男山第三中学校の創立50周年記念式典を見たうえで今日だったので、特に思いました。</p>
[ 教育長 ]	<p>それで、さくら小学校のあいさつ問題の時にちょっと危惧しましたので、その辺り教育委員会で上手く道を作っていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
[ 教育長 ]	<p>他にご質問等はございませんか。</p>



[ 橋 本 委 員 ]	<p>私も同じようなところを非常に共感いたしました。特に、教員の年代が非常に若いところをどのように校長先生がマネジメントあるいは育成するために指導しているのか。上手く色んなところに配慮されてその辺は実践されているようですけれど、私が危惧しておりますのは免許更新制等がなくなり、それをどのように各学校自体の特性に合わせて指導していくか。あるいは学校だけではなく、保護者等の対応を上手く円滑に進めて行くか。いかに教員を年代ごとに合わせて育てていくか、あるいは人事異動をさせながら経験を積ませていくか。この辺りが今課題になっているのではないかと思います。</p> <p>同時に、学校訪問するたびに何度も報告させていただいておりますけれど、先生と子どもが真正面に教育として立ち会えると言うんでしょうか、そういうふうな状態になっている、施設面も非常に整ってきている。そうするとやはり学力向上であれ、いろいろなものに計画的に目標をもって育てていくということの重要性、教育力あるいは教育委員会の指導力にもなるかと思いますが、こういうふうなものが益々重要になってきているなと思っております。</p> <p>次年度以降についてもいろいろ考えておられるようでありますが、ぜひ校長先生や学校の指導も含め、新しい教育のスタイルというものをより具体的に現場に提示し、教職員等も育てていく環境が一步でも進められるように、ちょっと大きな話をして申し訳ありませんがよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>前回は言いましたが大阪万博の参加について、さくら小学校は全校でバスで行かれるということですが、男山中学校は公共交通機関を利用して全校で行かれるということで、バスじゃなく公共交通機関で行くこともあるのか、すごいなという話をしておりました。他の学校も具体的な計画をされているかと思いますが、生涯なかなか体験できることではありませんので、ぜひそういう機会を与えていただければありがたいなと思います。</p>
[ 教 育 長 ]	他にご質問等はございませんか。
[ 八 頭 司 委 員 ]	<p>さくら小学校では明日おやこ祭りみたいなものをするそうで、PTAの活動も段々縮小する中、ボランティアを募ってその都度やるのに多くのボランティアの方が来られていると伺って、みんな親は子どもの安心・安全な場所を作るために協力しようとしてくれているんだなど。そういうふうにしていく学校の先生達もすごい嬉しいなと思いました。</p> <p>他の委員さんがおっしゃったように、男山中学校では学校に来るのが楽しいと言っている子どもたちがたくさんいて、学活みたいな授業を見させていただきましたが、班で話し合っ自分たちの役割を決めるのもみんな楽しそうに意見を出し合う姿を見て、すごく素敵だなと思いました。校長先生が安心・安全な居場所としての教室を作りたいとおっしゃっていたので、その通りに段々になってきているんだなど。子どもが楽しく学校に行けたら、保護者も安心できるだろうなと思いました。</p>
[ 教 育 長 ]	他にご質問等はございませんか。
[ 狩 野 委 員 ]	<p>男山中学校の件はそれぞれの委員がおっしゃってくださったとおり、落ち着いて楽しく学校生活を送れているのは嬉しかったことです。</p> <p>秋に様々な行事がございましたよね。その中で青少年の主張大会に参加させていただいて、小学生から高校生まですぐと自分の思いを話す姿に今年も感動させていただきました。特に美濃山小学校の6年生がこども目線でしっかりと他所の地域の状況も調べて発表されたので、これを市としてしっかりと受け止めてほしいなと思いました。彼なりに外でボール遊び等をするのが子ども自身の体力の低下、日本を支える子になるために遊べる環境が必要だと堂々と話してくれましたし、その通りだなと思いながら聞いていました。公園の使用等について、公園で遊べなかったらゲーム機に頼るしかない社会に大人が作っているというところを、教育の窓口からも広く訴えていくべきだと彼の話を聞きながら思いました。</p> <p>11月8日京都府内の教育委員の研修会に参加させていただきまして、「学校のデジタル化を踏まえたこれからの教育の在り方について ～日本型学校教育の実現に向けて～」ということで、文科省にも携わってらっしゃって長年マイクロソフトでお仕事をされていた方がご講演してくださいました。お話を伺う中で、それって幼児教育が大事にしていることだということのを深く感じた次第です。一人一人が自分の思い・興味を持ったものについて深く学び合う、</p>



どうい知識が大事なのか自分の中で選択して生きていく・これから考えていくというような方向であったかと思ひます。世界一大人が学ばない国が日本であるとおっしゃいまして、多くの日本人は勉強してないということ随分強調されたかなと思ひます。そういう子どもを作るのではなく、自分でしっかり学ぶ人はやはり生産性が高いということもおっしゃっていました。学び続けることの大事さ、それは幼児期からスタートしてるんじゃないかなとつくづく思ひましたし、これからVUCA（ブーカ）の時代と呼ばれる世の中で今後求められる人材にとって自ら学ぶ、たくさんの情報の中から必要な情報をきちんと選択して使うことができる、そういう人を育てていくことが八幡市の中でも大事にしていかなければならないんじゃないかなと思ひているところに、学力の経済学を出している中室牧子先生が幼児教育の質向上により小学時点の学力が上がるという論文を出していらっしやいます。ざっくりと見させていただいたんですが、幼児教育の質、ここにはまず冒頭に保育料の引き下げとか無償化が結局海外でそれがあまりいい結果を及ぼしてないということが出ていまして、私も幼児教育に携わっておりまして色んな園を訪問させていただくからですけど、公立園の人数がどんどん減っている、でも公立園は文科省が出している考え方・幼稚園教育要領に基づいた教育をしようとしている点で大事な教育をしていると思ひますが、それが大人受けするような教育の方が無償化になってどんどん広まってきていることもございまして、今幼児教育の質を上げていく、人材不足もそれに絡めて裾を上げていくことがすごい求められる。これから益々大切で、いつも申しますがそれを繋げていくことが大事じゃないかなと思ひます。

そこで、先週府の方からさくら幼稚園に訪問させていただきました。幼児期の教育の中で個別最適・協同的な学びを実践を通して学ばせていただきましたし、矢田総括園長と一緒になつて先生方みんなが保育について質の高い園内研修を行われたかなと思ひます。ああいうところを小学校の先生に見ていただきたかったなと後で思つたんですが、なかなか保育園・こども園ではああいう時間をもって職員みんなが研修する、一人の先生の保育を見ながら園の中で子どもを知つたうえで研修をするということができない時代になってきているかと思ひます。ぜひ、八幡市ではこども園も増えてきておりますし、そこらへんの時間の確保、そしてそれを小学校と共有していく工夫を今後深めていただけたらなと思ひました。矢田総括園長も時間のある限り一緒に仲間に入つていただいて、ひしひしとみなさんの熱心さに胸を打たれたと思ひます。

幼児教育センターもあちこちで立ち上げようとされたり、舞鶴市はぐつと進められて12月には文科省の方で報告されたりする研修会がございまして、ぜひたくさんの方に聞いていただいて幼小接続、小学校・中学校にも繋げていく一貫した教育を進めていただくようお願いしたいところです。

[ 教育長 ] 他にご質問等はございせんか。

[ 橋本委員 ] 私も毎回、青少年の主張大会について参加させていただいております。あれは八幡市教育委員会主催ですよね。でも諸機関、地域色んな方のご協力を得て成り立っているということで、特にどうい方が聞きに来ておられるのかなと一番知りたひと思ひております。おそらく学校関係者の方ばかりではないかと思ひます。先ほど狩野委員からもありましたが、非常に大きな提言をしています。市長さんにも当然聞いていただきたいような提言になっているかと思ひますので、ぜひ学校関係者の方はもちろん来ていただきたいわけですが、それ以外の方も来ていただけるように、今後とも色んな工夫をしていただきたいと思ひます。

毎回、最後の締めくくりで次長さんには非常にご苦勞いただひているわけです。相当緊張されてご準備も大変だったかと思ひますが、今年もどんなまとめをされるのか期待しておりました。期待にもれず非常に素晴らしいまとめをしていただき、今後に繋がるような展望を持ったまとめだったと思ひます。ご苦勞様でした。ありがとうございました。

[ 教育長 ] 他にご質問等はございせんか。ないようでありますので、次に5. 配付資料について、事務局より説明願ひます。こども未来課。

**5. 配付資料**



[ 山 口 主 幹 ]	10月分の定例教育委員会議事録の写しと、広報紙「くすのき」第83号をお手元にお届けしております。
[ 教 育 長 ]	ご質問等はありませんか。
[ 狩 野 委 員 ]	公立幼稚園2歳児プレ保育始めましたと「くすのき」に掲載されていますね。すごく嬉しいなと思いました。これをさらに市民の方に広めていただけたらと思いますが、配布は小・中学校にあるんですか。
[ 教 育 長 ]	市内全校、就学前施設（幼稚園、保育園、こども園）に配布、市のホームページにも掲載します。
[ 山 口 主 幹 ]	次回定例教育委員会日程につきまして、事務局から説明願います。こども未来課。
[ 山 口 主 幹 ]	次回定例教育委員会の日程でございます。12月16日月曜日、午後3時から庁舎4階会議室4-1で行います。学校訪問につきましては10時から八幡小学校、11時30分から男山東中学校でございます。よろしく申し上げます。
[ 教 育 長 ]	<b>6. 閉 会</b>
[ 教 育 長 ]	他に何かご質問等ございますか。それでは、以上をもちまして11月度の定例教育委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

# 京都 やわたの紅葉満喫 秋の文化財一斉公開

KYOTO YAWATA CITY SPECIAL 2DAYS 2024年 11/23(土)祝・24(日)

花手水と生け花の  
おもてなし  
秋の華めぐり

▽ 同時開催 ▽

秋の華めぐり  
Instagram  
フォトキャンペーン

秋の華めぐり  
開運  
シールラリー

国宝 石清水八幡宮



正法寺

単伝庵(らくがき寺)

飛行神社

相槌神社

松花堂庭園 美術館

八角堂

主催／一般社団法人 八幡市観光協会  
共催／八幡市社寺等観光施設連絡会  
後援／八幡市、八幡市教育委員会、八幡市商工会、京都府、公益社団法人 京都府観光連盟、  
お茶の京都DMO、八幡市文化協会、歴史街道推進協議会、京都新聞、KBS京都、  
京阪ホールディングス株式会社、京阪電気鉄道株式会社

“体感”やわた観幸



お茶の京都  
Premium Green Fes.



「京都 やわたの紅葉満喫 秋の文化財一斉公開」には京阪電車が便利です。

# 秋の文化財 一斉公開

京都やわたの紅葉満喫  
KYOTO YAWATA CITY SPECIAL 2DAYS  
2024年  
11/23(土)・24(日)

## 秋の華めぐり

紅葉に包まれた八幡市内の8社寺等の施設で、特別拝観や限定朱印の授与などが行われる充実の2日間。各会場では、花手水や生け花のしつらえもお楽しみいただけます。神仏習合の祈りの聖地・石清水八幡宮の門前町で、歴史と文化に触れる秋の1日を過ごしてください。



**【特別昇殿参拝】** 11/23(土・祝) ①14:00~11/24(日) ①11:00~②14:00~  
◆所用時間:40分 ◆初穂料:1,000円 ◆受付:お礼・お守り授与所

**【春夏秋冬刺繍御朱印】** 供花神輿の動植物を意匠した刺繍御朱印 全4種類を2日間限定で授与。  
◆初穂料:1,500円(各種) ◆受付:お礼・お守り授与所



南総門前の手水舎で披露される花手水。その大きさに圧倒されます。



【書院石庭特別公開】11/23(土・祝)・11/24(日) 普段は門が閉じられた重森三玲作の書院石庭を特別公開。

## いwashimizuはちまんぐう 国宝 石清水八幡宮

都の裏鬼門を守護する国家鎮護の社。

伊勢神宮に次ぐ国家第二の宗廟として、日本三大八幡宮のひとつに数えられる、やわたのはちまんさん。厄除開運の神としても信仰されています。国宝の社殿を神職が案内する「特別昇殿参拝」では、通常非公開の文化財が公開される他、勅祭・石清水祭でお供えされる12台の供花神輿も展示されます。重村三玲作の書院石庭も公開。

●6:00~18:00 ●境内自由参拝  
●特別昇殿参拝は有料  
●京阪電車石清水八幡宮駅から徒歩約5分  
ル「ケーブル八幡宮山上駅」下車、徒歩約5分

## たん でん あん 単伝庵 (らくがき寺)

らくがき祈願で所願成就。

別名「らくがき寺」とも呼ばれる臨濟宗妙心寺派の寺院。境内にある大黒堂の白壁に願いを書けるユニークな「らくがき祈願」で知られています。同じく境内には、約四百年前に刻まれたと伝わる良縁祈願・縁結びの比翼地藏尊も祀られています。

●9:00~15:00 ●拝観料100円  
●らくがき祈願料300円  
●京阪電車石清水八幡宮駅から徒歩約10分  
または京阪バス「巨所」下車、徒歩約1分



【記念特別御朱印】11/23(土・祝)・11/24(日) ◆授与は春日神社社務所にて9:30~12:00頃まで ◆初穂料500円~700円



## はっかくどう 八角堂

西車塚古墳の上に佇む朱色の仏堂。

慶長12年、豊臣秀頼が再建した八角形(隅切り角)の仏堂。明治の神仏分離により現在地に移築。近年保存修理工事を行い、往時の彩色が蘇っています。2日間限定で、扉が開かれ堂内が特別公開されるほか、市文化財課職員による解説も行われます。



【室内特別公開】 11/23(土・祝)・11/24(日) 10:00~15:00  
【市文化財課職員による解説】 11/23(土・祝)・11/24(日) ①11:00~②14:00~



【もみじ茶席】 11/23(土・祝)・11/24(日) 9:30~15:00  
境内の茶室でお抹茶と季節の和菓子をお楽しみください。  
◆茶席券500円(お抹茶と和菓子) ※拝観料・らくがき祈願料込



【記念特別御朱印】11/23(土・祝)・11/24(日) ◆授与は春日神社社務所にて9:30~12:00頃まで ◆初穂料500円~700円

## あいつちんじや かすがじんじや 相槌神社・春日神社

名刀「髭切」「膝丸」誕生の地。

天下五剣のひとつ「童子切安綱」を造った伯耆安綱と稲荷大神が、山ノ井の水を用い、名刀「髭切」「膝丸」を作ったと伝わる場所。2日間限定で、実際の古文書に使われていた古印判を押した特別御朱印が、春日神社にて授与されます。

●相槌神社へは京阪電車石清水八幡宮駅から徒歩約8分、春日神社へは京阪バス「森」下車、徒歩約1分



●敷地内は常時散策可  
●無料  
●京阪電車石清水八幡宮駅から徒歩約3分

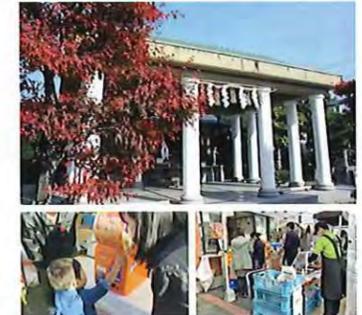
※駐車場はありません。  
※公共交通機関でお越しください。  
※見学コースには段差がありますのでご注意ください。

## ひこうじんじや 飛行神社

航空業界の先駆者が創建。

世界で初めて飛行原理を発見した二宮忠八翁が空の安全と航空業界の発展を祈願して創建した神社。カラス型飛行器や忠八ゆかりの資料を集めた資料館も併設。龍笛・能管の奉納演奏や奉納神楽、居合道・剣道形の奉納、八幡浜市物産展などが行われます。

●9:00~16:30(資料館は16:00まで)  
●境内自由参拝 ●資料館300円  
●京阪電車石清水八幡宮駅から徒歩約5分



【八幡浜市物産展】 11/23(土・祝)・11/24(日) 10:00~15:00  
ジュースなみかんやみかんジュース、八幡浜ちゃんぽんなども販売。大人気の「みかんガチャ」も登場します。



【草庵「松花堂」特別公開】 11/23(土・祝)・11/24(日) ◆庭園入園料300円



3つの茶室が点在する外園。織りなす紅葉が見事。



【居合道奉納演奏】 11/23(土・祝) ①11:30~②13:30~  
【神楽・能管奉納演奏】 11/24(日) ①11:30~②13:30~  
※変更になる場合がございます。詳しくは飛行神社公式SNSで。



【花手水朱印】 ◆朱印料300円

## しょうかどうていえん びじゅつかん 松花堂庭園・美術館

紅葉に包まれる洛南の名勝。

石清水八幡宮の社僧であり、寛永の三筆の一人として活躍した文化人・松花堂昭乗ゆかりの庭園。現在修復工事中の内園・草庵松花堂が特別公開されるほか、隣接する松花堂美術館では、令和6年特別展「仙人ワンダーランドへようこそ!」(11月24日まで)も開催中。

●9:00~17:00 ※入園は16:30まで  
●入園料300円 ●特別展観覧料600円  
●京阪電車石清水八幡宮駅から徒歩約3分  
◆庭園入園料300円

松花堂美術館 令和6年 特別展 「仙人ワンダーランドへようこそ!」

超人的なパワーを持つ仙人をテーマにした展覧会。中国・日本の伝統的な画題として描かれてきた仙人の姿を中心に約40点を展示。



【光琳画譜】より蝦蟇・鉄拐図 個人蔵

## ぜんぼうりつじ 善法律寺

深紅に染まる、やわたのもみじ寺。

鎌倉時代、石清水八幡宮の検校職を務めた善法律寺宮清が、自身の邸宅を寺として創建。足利義満の母・良子の菩提寺としても知られ、良子が寄進したモミジにちなんで「もみじ寺」とも呼ばれます。本堂・阿弥陀堂・書院の特別公開をはじめ、僧形八幡画像【掛軸】も特別開帳されます。

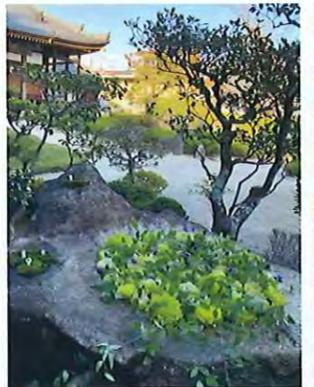
●12:00~16:00 ●境内自由参拝  
●特別拝観500円  
●京阪電車石清水八幡宮駅から徒歩約20分、または京阪バス「走上」下車、徒歩約3分



【善法律寺 秋の紅葉ライトアップ】 11/23(土・祝)・11/24(日) 17:30~20:00



【もみじ茶席】11/23(土・祝) 12:00~16:00  
「金剛庵」の座敷で八幡市特産の「碾茶」と善法律寺家ゆかりの「亥の子餅」をお楽しみください。  
◆茶席券600円(碾茶と亥の子餅)



【正法寺御朱印】 ◆朱印料300円

## しょうぼうじ 正法寺

徳川家ゆかりの名刹は必見。

鎌倉時代に開かれた古刹。室町時代に後奈良天皇の勅願寺となり、その後徳川家康の側室・お亀の方の菩提寺として栄えました。重要文化財の本堂・大方丈・唐門をはじめ、全長4m80cmにも及ぶ木造阿弥陀如来坐像(写真左)も特別公開されます。

●10:00~15:00  
●特別拝観700円  
●京阪電車石清水八幡宮駅から徒歩約5分  
【走上】下車、徒歩約5分



境内の法雲殿に安置される、木造阿弥陀如来坐像(重要文化財)は、鎌倉時代の仏師・快慶作とも推測されます。



梵字をモチーフにした花手水。

## Instagram フォトキャンペーン

〈開催期間〉11/23(土・祝)・11/24(日)  
〈応募期間〉11/23(土・祝)~12/1(日)  
〈参加方法〉  
①八幡市観光協会公式アカウント @yawata.kankouをフォロー  
②各会場で撮影した花手水や生け花の写真に「秋の華めぐり」をつけてInstagramに投稿  
〈参加特典〉  
ステキな投稿は、八幡市観光協会の公式Instagramアカウントでポスト。  
さらに抽選で10名様に記念品プレゼント!

※内容は変更・中止になる場合があります。※写真はイメージです。



@YAWATA.KANKOU

秋の華めぐり

# 開運 シールラリー

11/23(土)祝  
11/24(日)

(2日間受付)

※シールのお渡し期間は  
12/8(日)まで

150名様限定



開運シールラリー  
詳細ページ

1

下記会場で  
ラリー参加台紙(500円)を  
購入する

- 石清水八幡宮駅前観光案内所
- 石清水八幡宮 ●松花堂庭園・美術館
- 善法律寺 ●正法寺 ●単伝庵
- 春日神社 ●飛行神社



ラリー参加台紙

2

市内8会場をめぐって  
台紙を提示し  
開運シールをもらう

- 石清水八幡宮
- 松花堂庭園・美術館
- 善法律寺 ●正法寺 ●単伝庵
- 春日神社 ●八角堂 ●飛行神社



シールを  
集めて  
貼ってね!

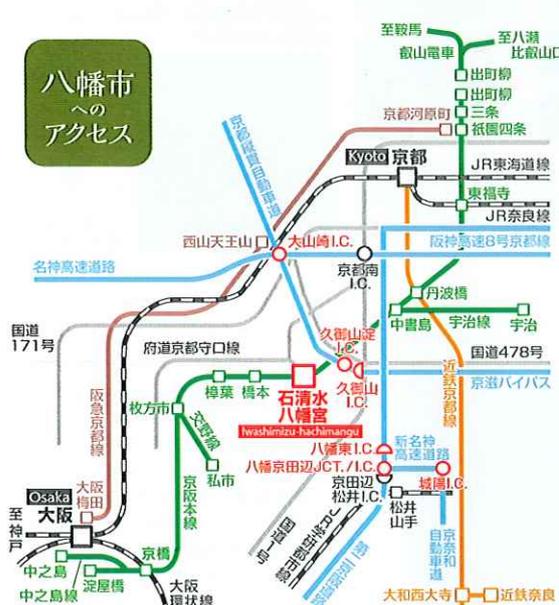
3

8つすべての  
開運シールを貼った  
台紙を期間中に石清水  
八幡宮駅前案内所に  
持参すると記念品を  
プレゼント!



8枚集めて  
完成!

## 八幡市 への アクセス



## 交通のご案内

大阪から	近鉄電車 特急 約26分	京阪電車 普通・準急 約6分	石清水八幡宮	京阪電車 普通・準急 約13分	近鉄電車 急行 約8分	京都から
奈良から	近鉄電車 特急 約27分	京阪電車 普通・準急 約13分		京阪電車 普通・準急 約30分	JR 約2分	京都から

## 市内観光に便利なレンタサイクル貸出中!

京阪電車石清水八幡宮駅前の観光案内所では、普通自転車と電動アシスト自転車を貸出中! 八幡市内の3か所から利用・返却が可能です。ぜひご利用ください。

- <申込場所>  
石清水八幡宮駅前観光案内所、松花堂庭園、四季彩館
- 9:00~16:30(四季彩館は10:00~)
  - 1回500円
  - ※電動アシスト自転車は1回1,000円(別途保証金500円※返却時に返金)
  - ※電動アシスト自転車の貸出・返却は駅前観光案内所のみ
  - ※自転車は26インチのみ



八幡市観光協会 (駅前観光案内所)  
TEL.075-981-1141  
〒614-8005 京都府八幡市八幡高坊8番地の7



秋の文化財一斉公開  
特設ページ



## 秋の華めぐり会場

各スポットを  
チェックできます!



Google Maps

## 2024八幡市民マラソン大会参加状況について

## 申込人数

種目番号	種目名	申込	八幡	市外
1	A:ハーフ高校生・一般男子	561	75	486
2	B:ハーフ高校生・一般女子	87	9	78
3	C:10km高校生・一般男子	357	98	259
4	D:10km高校生・一般女子	89	28	61
5	E:3km小学3・4年生男子	134	132	2
6	F:3km小学3・4年生女子	46	46	0
7	G:3km小学5・6年生男子	131	127	4
8	H:3km小学5・6年生女子	54	52	2
9	I:3km中学生男子	67	67	0
10	J:3km中学生女子	21	19	2
11	K:3km高校生・一般男子	37	32	5
12	L:3km高校生・一般女子	15	14	1
13	M:2km親子ペア	81	74	7
14	N:2km小学1・2年生男子	63	63	0
15	O:2km小学1・2年生女子	22	22	0
合計人数		1,765	858	907

議案第 61 号

八幡市立教育集会所条例の一部を改正する条例案

令和 6 年 12 月 4 日提出

八幡市長 川 田 翔 子

## 八幡市立教育集会所条例の一部を改正する条例

八幡市立教育集会所条例（昭和 55 年八幡市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「八幡市立都教育集会所 八幡市下奈良中ノ坪 14 番地の 6」を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（八幡市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 八幡市公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年八幡市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表教育施設の部八幡市立都教育集会所の項を削る。

## 説 明 書

八幡市立都教育集会所の廃止に伴い、八幡市立教育集会所条例を改正する必要があるので、本条例を提案するものです。

その内容は、都教育集会所を教育集会所から削除しようとするものです。

また、関連する八幡市公の施設の設置及び管理に関する条例の改正を、附則で行うことにしています。

なお、廃止後の都教育集会所の建物については、道路整備事業により二階堂区が使用する都集会所の移転が必要となることから、二階堂区に貸与し、区の集会施設として使用する予定となっています。

八幡市立教育集会所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○八幡市立教育集会所条例 昭和55年 8 月 1 日条例第26号</p>	<p>○八幡市立教育集会所条例 昭和55年 8 月 1 日条例第26号</p>												
<p>改正 昭和61年 4 月 1 日条例第13号 昭和63年 4 月 1 日条例第 3 号 平成14年 3 月29日条例第16号</p>	<p>改正 昭和61年 4 月 1 日条例第13号 昭和63年 4 月 1 日条例第 3 号 平成14年 3 月29日条例第16号</p>												
<p>八幡市立教育集会所条例 (目的)</p>	<p>八幡市立教育集会所条例 (目的)</p>												
<p>第 1 条 この条例は、八幡市立教育集会所（以下「教育集会所」という。） の設置、管理並びに使用について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第 1 条 この条例は、八幡市立教育集会所（以下「教育集会所」という。） の設置、管理並びに使用について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>												
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>												
<p>第 2 条 本市に、次のとおり教育集会所を設置する。</p>	<p>第 2 条 本市に、次のとおり教育集会所を設置する。</p>												
<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>八幡市立南ヶ丘教育集会所</td> <td>八幡市八幡軸29番地の 4</td> </tr> <tr> <td><b>八幡市立都教育集会所</b></td> <td><b>八幡市下奈良中ノ坪14番地の 6</b></td> </tr> </table>	名称	所在地	八幡市立南ヶ丘教育集会所	八幡市八幡軸29番地の 4	<b>八幡市立都教育集会所</b>	<b>八幡市下奈良中ノ坪14番地の 6</b>	<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>八幡市立南ヶ丘教育集会所</td> <td>八幡市八幡軸29番地の 4</td> </tr> <tr> <td>八幡市立都教育集会所</td> <td>八幡市下奈良中ノ坪14番地の 6</td> </tr> </table>	名称	所在地	八幡市立南ヶ丘教育集会所	八幡市八幡軸29番地の 4	八幡市立都教育集会所	八幡市下奈良中ノ坪14番地の 6
名称	所在地												
八幡市立南ヶ丘教育集会所	八幡市八幡軸29番地の 4												
<b>八幡市立都教育集会所</b>	<b>八幡市下奈良中ノ坪14番地の 6</b>												
名称	所在地												
八幡市立南ヶ丘教育集会所	八幡市八幡軸29番地の 4												
八幡市立都教育集会所	八幡市下奈良中ノ坪14番地の 6												
<p>(事業)</p>	<p>(事業)</p>												
<p>第 3 条 教育集会所は、児童生徒の学力の向上に資するための学習支援活動 の拠点として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 学習支援に関すること。 (2) 学習基盤の養成に関すること。 (3) その他必要な事業</p>	<p>第 3 条 教育集会所は、児童生徒の学力の向上に資するための学習支援活動 の拠点として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 学習支援に関すること。 (2) 学習基盤の養成に関すること。 (3) その他必要な事業</p>												
<p>(管理)</p>	<p>(管理)</p>												
<p>第 4 条 教育集会所は、教育委員会が管理する。</p>	<p>第 4 条 教育集会所は、教育委員会が管理する。</p>												
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>												
<p>第 5 条 教育集会所に館長及び必要な職員を置く。</p>	<p>第 5 条 教育集会所に館長及び必要な職員を置く。</p>												

改正後	改正前
<p>(使用)</p> <p>第6条 館長は、事業に支障のない限り、教育集会所の目的に適合するものに、建物、設備、その他の物件を使用させることができる。ただし、館長が適当でないとき、この限りでない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 教育集会所を使用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 教育集会所を使用する者は、建物、設備その他の物件を破損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(運営)</p> <p>第9条 教育集会所の運営を円滑にするため、教育集会所運営委員会を置く。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和55年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和61年4月1日条例第13号)</p> <p>この条例は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和63年4月1日条例第3号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成14年3月29日条例第16号)</p> <p>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><b>この条例は、公布の日から施行する。</b></p>	<p>(使用)</p> <p>第6条 館長は、事業に支障のない限り、教育集会所の目的に適合するものに、建物、設備、その他の物件を使用させることができる。ただし、館長が適当でないとき、この限りでない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 教育集会所を使用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 教育集会所を使用する者は、建物、設備その他の物件を破損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(運営)</p> <p>第9条 教育集会所の運営を円滑にするため、教育集会所運営委員会を置く。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和55年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和61年4月1日条例第13号)</p> <p>この条例は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和63年4月1日条例第3号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成14年3月29日条例第16号)</p> <p>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p>

八幡市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○八幡市公の施設の設置及び管理に関する条例 昭和39年 3 月31日条例第15号 別表（第3条関係）				○八幡市公の施設の設置及び管理に関する条例 昭和39年 3 月31日条例第15号 別表（第3条関係）			
区分	名称	所在地	使用料	区分	名称	所在地	使用料
教育施設	八幡市立八幡小学校	八幡市八幡菖蒲池12番地	個別条例に定める額	教育施設	八幡市立八幡小学校	八幡市八幡菖蒲池12番地	個別条例に定める額
	八幡市立くすのき小学校	八幡市男山金振 9 番地	個別条例に定める額		八幡市立くすのき小学校	八幡市男山金振 9 番地	個別条例に定める額
	八幡市立さくら小学校	八幡市男山美桜17番地	個別条例に定める額		八幡市立さくら小学校	八幡市男山美桜17番地	個別条例に定める額
	八幡市立有都小学校	八幡市内里北ノ山31番地	個別条例に定める額		八幡市立有都小学校	八幡市内里北ノ山31番地	個別条例に定める額
	八幡市立橋本小学校	八幡市橋本中ノ池尻15番地の 1	個別条例に定める額		八幡市立橋本小学校	八幡市橋本中ノ池尻15番地の 1	個別条例に定める額
	八幡市立中央小学校	八幡市八幡小松77番地	個別条例に定める額		八幡市立中央小学校	八幡市八幡小松77番地	個別条例に定める額
	八幡市立南山小学校	八幡市八幡南山 7 番地	個別条例に定める額		八幡市立南山小学校	八幡市八幡南山 7 番地	個別条例に定める額
	八幡市立美濃山小学校	八幡市欽明台西70番地	個別条例に定める額		八幡市立美濃山小学校	八幡市欽明台西70番地	個別条例に定める額
	八幡市立男山中学校	八幡市八幡柿木垣内18番地	個別条例に定める額		八幡市立男山中学校	八幡市八幡柿木垣内18番地	個別条例に定める額
	八幡市立男山第二中学校	八幡市男山石城 3 番地	個別条例に定める額		八幡市立男山第二中学校	八幡市男山石城 3 番地	個別条例に定める額
八幡市立男山第三中学校	八幡市男山笹谷 3 番地	個別条例に定める額	八幡市立男山第三中学校	八幡市男山笹谷 3 番地	個別条例に定める額		

改正後			改正前		
八幡市立男山東中学校	八幡市内里砂畠1番地の1	個別条例に定める額	八幡市立男山東中学校	八幡市内里砂畠1番地の1	個別条例に定める額
八幡市立男山公民館	八幡市男山八望3番地4	個別条例に定める額	八幡市立男山公民館	八幡市男山八望3番地4	個別条例に定める額
八幡市立橋本公民館	八幡市橋本堂ヶ原36番地	個別条例に定める額	八幡市立橋本公民館	八幡市橋本堂ヶ原36番地	個別条例に定める額
八幡市立志水公民館	八幡市八幡岸本35番地の4	個別条例に定める額	八幡市立志水公民館	八幡市八幡岸本35番地の4	個別条例に定める額
八幡市立山柴公民館	八幡市八幡山柴48.49番合地	個別条例に定める額	八幡市立山柴公民館	八幡市八幡山柴48.49番合地	個別条例に定める額
八幡市立南ヶ丘教育集会所	八幡市八幡軸29番地の4	—	八幡市立南ヶ丘教育集会所	八幡市八幡軸29番地の4	—
八幡市立都教育集会所	八幡市下奈良中ノ坪14番地の6	—	八幡市立都教育集会所	八幡市下奈良中ノ坪14番地の6	—
八幡市立八幡市民図書館	八幡市八幡菖蒲池12番地	—	八幡市立八幡市民図書館	八幡市八幡菖蒲池12番地	—
八幡市立男山市民図書館	八幡市男山竹園2番地3	—	八幡市立男山市民図書館	八幡市男山竹園2番地3	—
八幡市立生涯学習センター	八幡市男山竹園2番地3	個別条例に定める額	八幡市立生涯学習センター	八幡市男山竹園2番地3	個別条例に定める額
八幡市立ふるさと学習館	八幡市八幡東浦5番地	—	八幡市立ふるさと学習館	八幡市八幡東浦5番地	—
八幡市立市民交流センター	八幡市八幡名残23番地の1	—	八幡市立市民交流センター	八幡市八幡名残23番地の1	—